

岡谷市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡谷市史の編さん（以下「市史編さん」という。）について必要な調査、審議等を行うため、岡谷市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 岡谷市史の編集及び刊行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市史編さんに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 岡谷市文化財保護条例（平成10年岡谷市条例第6号）第40条の規定に基づき設置された岡谷市文化財保護審議会の委員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決す

るところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(編集専門委員会)

第7条 岡谷市史の補遺・補完のための専門的な調査及び研究、執筆、編集等を行うため、委員会に岡谷市史編集専門委員会（以下「編集専門委員会」という。）を置く。

2 編集専門委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 編集専門委員会の委員は、市史編さんに係る専門的知識を有する者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(守秘義務)

第8条 委員及び編集専門委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会岡谷市史編さん室が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年2月1日から施行する。